

# 小江戸かわごえ動物愛護推進員だより



## 4月から6月は狂犬病予防注射月間です！

— 飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに —

ヒトも動物も  
発症すると  
致死率100%

知っていますか？  
**狂犬病**

海外では毎年  
死者5万人以上

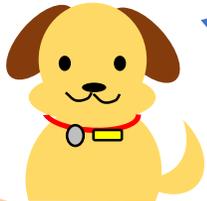
ウイルスに感染した  
動物に噛まれること  
で感染します

世界中の多くの  
国や地域で発生

参照：厚生労働省ホームページ

### 守ろう！「3つの義務」

- ①犬の所在している市町村に飼い犬を登録すること。
- ②飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせること。
- ③飼い犬に鑑札と注射済票を装着させること。



※違反した場合、狂犬病予防法第27条により20万円以下の罰金が適用されます。

1957年以降、日本国内で犬に噛まれて狂犬病が発生した例は無いとされていますが、海外で犬に噛まれたあとに国内で発症して死亡する輸入発症例は起きています。

日本に狂犬病ウイルスが侵入する恐れは常にあります。万が一の侵入に備えて、飼い主が狂犬病予防注射の義務を果たすことが重要です。

※予防注射は犬の体調をみて獣医師と相談しながら受けさせましょう。

問合せ先 川越市保健所 食品・環境衛生課  
電話：049-227-5103  
(平日8時30分～17時15分)



川越市マスコットキャラクター  
ときも

